

大阪府後期高齢者医療広域連合監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により執行した監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和8年3月25日

大阪府後期高齢者医療広域連合

監査委員 乗本 良一

監査委員 高島 賢

令和7年度

大阪府後期高齢者医療広域連合

定期監査結果報告書

大阪府後期高齢者医療広域連合監査委員

大 広 監 第 45 号  
令和 8 年 3 月 24 日

大阪府後期高齢者医療広域連合長  
野田 義和 様

大阪府後期高齢者医療広域連合  
監査委員 乗本 良一  
監査委員 高島 賢

## 定期監査結果報告書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 2 項及び第 4 項の規定  
に基づく定期監査を実施した結果は、次のとおりです。

# 監査結果報告書

地方自治法第 199 条第 2 項及び第 4 項の規定に基づき、監査を実施し、監査委員の意見を決定した。なお、監査は、大阪府後期高齢者医療広域連合監査基準に準拠して行った。

## 1. 監査の対象

総務企画課

## 2. 監査の対象期間

令和 6 年度(令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで)及び令和 7 年度上半期(令和 7 年 4 月 1 日から令和 7 年 9 月 30 日まで)。ただし、必要に応じて令和 6 年度以前を含む。

## 3. 監査の実施期間

令和 7 年 11 月 21 日から令和 8 年 3 月 24 日まで

## 4. 監査の方法

- (1) 監査は、予算経理一般、支出事務、契約事務及び行政事務の執行を重点項目として行った。
- (2) 監査に当たっては、財務に関する事務の執行が、適正かつ効率的に行われているか、また事務の執行が合理的かつ効率的に行われているか、法令等の定めるところに従って行われているかを主眼として実施した。
- (3) 監査の対象リスクについて、そのリスクの内容及び程度を踏まえ、監査を実施した。
- (4) 事務局職員の予備監査は、事前に監査資料の提出を求め、必要に応じて関係職員から説明を聴取し、実施した。
- (5) 監査委員による監査は、事務局職員の予備監査の結果を踏まえ、提出された監査資料に基づき実施した。
- (6) 是正、改善等を求める事項について、以下の基準により区分し、監査を実施した。

法令等に違反していると認められるもの及びその他適正を欠く事項で是正する必要があるものと認められるものについては指摘事項とし、指摘事項に該当するがその程度が軽微なものについては注意事項とした。

経済性、効率性及び有効性の観点から検討する必要があると認められる

もの、その他監査委員が特に要望する必要があると認められるものについては、委員意見を付すこととした。

## 5. 監査の結果

事務の執行については、監査した限りにおいて、注意事項及び委員意見を除き、おおむね適正に行われていた。注意事項については、所要の措置を講じられるよう求めるとともに、委員意見については、改善に向けて取り組まれるよう求めるものである。

なお、注意事項及び委員意見については、すべて監査実施時点のものである。

## 1. 指摘事項

指摘事項に該当する事例は見当たらなかった。

## 2. 注意事項

[令和6年度分]

「OA ネットワーク機器賃貸借」及び「大阪府後期高齢者医療広域連合電算処理システムネットワーク機器設定等業務（吹田市拠点追加分）」において、契約相手方から個人情報取扱いに関する誓約書を提出させることとしているが、提出された誓約書に記載の根拠法令が、現在は廃止された条例となっていた。なお、このうち後者の案件については、広域連合側が契約相手方に渡した誓約書の様式が古いものであった。

「大阪府後期高齢者医療広域連合電算処理システム用サーバ機及び周辺装置等賃貸借（再々リース）業務」において、契約事務にあたっては、本広域連合暴力団等排除措置要綱の該当要件を明示するため、同要綱の抜粋を契約書に添付し、一緒に綴じ込むことが本広域連合の契約事務の手引きにおいて規定されているが、契約書への添付をしていなかった。

[令和7年度分]

「OA 用ネットワークに関する稼働維持業務」及び「大阪府後期高齢者医療広域連合電算処理システム保守（AWS システム保守）作業業務」において、契約相手方から個人情報取扱いに関する誓約書を提出させることとしているが、提出された誓約書に記載の根拠法令が、現在は廃止された条例となっていた。

## 3. 委員意見

[令和6年度分]

「OA システム機器更改構築対応業務委託」等において、当該事業に係る必要額が配当予算額を上回っている事例が見受けられた。他の事業の不用額から不足額を充当し業務執行に支障はなく、また、予算編成時に想定し得なかった事態の発生はある程度避けられないとはいえ、地方公共団体の事務事業は予算の範囲内で実施することが大原則であるため、適正な予算計上を行うことを徹底されたい。

[令和6年度分・令和7年度分]

「OA ネットワーク機器賃貸借」等において、「2 注意事項」でも述べたとおり、契約相手方から提出させることとしている個人情報取扱いに関する誓約書に記載の根拠法令が、現在は廃止された条例となっている事例が見受けられた。契約相手方から提出された書類は内容を確認すること、また、各種様式は前年度のものを使い回したりせず、常に最新の様式を使用することを事務手順に加えるなどし、事務の誤りの防止に努められたい。